

あさらの風



三連水車被災風景（写真提供）朝倉市

あさくらの風

甘木朝倉法人会 会長ご挨拶	2
第6回定時総会開催	3
平成29年7月 九州北部豪雨	4
税に関する広報	5～6
青年部会の活動	7
女性部会の活動	8
絵はがきコンクール入賞作品の紹介	9
租税教室を受講した小学6年生の感想	10
守りたい! 子どもたちの生命と安全	11
•飛び出し人形の贈呈 •防犯ブザーの贈呈 •緑のカーテンの設置 •公益認定5周年を記念して時計を贈呈	
委員会・各支部の活動	12



〈写真提供〉朝倉市



ご挨拶

会長 矢野 清博

7月5日の九州北部豪雨災害で多くの方が犠牲になられました。心よりご冥福をお祈り申し上げます。また、被災をされました皆様にお見舞いを申し上げます。

災害の復旧復興には約10年を費やすと言われております。法人会も他の団体等と協力しながら復興へむけて、「一步、一步、あさくら」をスローガンに進んで行きたいと思っております。

第四次安倍内閣では、経済最優先の政策を展開して、経済の好循環を確かなものにしていきたいと述べています。「人づくり改革」と「生産性革命」を車の両輪として、税や予算などの政策を総動員すると表明しました。これを受けて日本の株式市場は反応し高値を更新いたしております。政策によっては、賃金の上昇など私ども企業人にとってマイナス要因ですが、経済の好循環を生むためには必要不可欠です。消費税の改訂も新たな政策を実行するためには必要な財源の確保だと思っております。今後は明るさだけでなく、厳しい環境もありそうですので、私ども企業人はいち早く対策を立てて乗り切っていくことが必要です。

日本の景気は良い方向に進むと思われませんが、私どもの地域は豪雨災害を受けてかなり落ち込むと予想されます。今後も、被災を受けた企業の中には廃業を検討されるところも出てくると思っております。法人会では長期にわたる復旧復興支援事業を企画立案し、実行していくことで地域を少しでも元気にしていきたいと思っております。

今回の災害で「まさか」はやって来ると思い知らされました。備えの対策と必要性を呼びかけていきたいと思っております。

今後は、災害復旧復興に向けた様々な取り組みを行ってまいりたいと思っておりますので、会員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に被災をされました会員事業所の早期復旧と被災されました地域の皆様の生活再生を心よりお祈り申し上げご挨拶と致します。

公益社団法人 甘木朝倉法人会の目的及び事業

(目的)

この法人は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事業)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- | | |
|-------------------------------|------------------------|
| (1) 税知識の普及と納税意識の高揚を目的とする事業 | (5) 会員の交流を図るための事業 |
| (2) 税制の調査研究及び提言に関する事業 | (6) 会員の福利厚生のための事業 |
| (3) 地域企業の健全な発展に貢献することを目的とする事業 | (7) その他この法人の目的達成に必要な事業 |
| (4) 地域社会に貢献することを目的とする事業 | |

第6回 定時総会開催

日時：平成29年5月26日(金)

場所：松屋ガーデンパレス



公益社団法人甘木朝倉法人会は第6回定時総会を、平成29年5月26日、朝倉市甘木の松屋ガーデンパレスで開催しました。

総会には、日隈甘木税務署長様をはじめ多数の来賓をお招きし、まず冒頭全国法人会総連合会会長功労者表彰、福岡県法人会連合会会長表彰、甘木朝倉法人会会長感謝状の贈呈が行われました。

総会の有効成立数195社に対し、出席・委任状社総合計は436社と、定足数の報告が行われ、総会成立を宣言。矢野会長を議長に選出し、決議事項として、第1号議案(規程の制定及び改正について)、第2号議案(平成28年度決算報告承認について)、第3号議案(任期満了に伴う理事の選任について)、第4号議案(任期満了に伴う監事の選任について)が審議され、満場一致で承認されました。

引き続き報告事項として、(1)平成28年度事業報告、(2)平成29年度事業計画、(3)平成29年度収支予算が説明されました。

議事終了後、来賓の甘木税務署 日隈清美署長から丁寧な祝辞をいただき、総会はつつがなく閉会の運びとなりました。

総会終了後 新役員で臨時理事会を開催し、新理事の互選で会長、副会長、専務理事6人が承認・決定しました。

その後、同会場での懇親会へ。会員同士の歓談など楽しく有意義な時間を過ごしました。

新三役の決定

役 職	氏 名	事 業 所	備 考
会 長	矢 野 清 博	矢野タクシー(株)	重 任
副 会 長	師 岡 俊 幸	師岡青果(株)	重 任
副 会 長	井 福 勝 義	(株)大成物産	新 任
副 会 長	森 山 達 巳	(株)森山建材	重 任
副 会 長	阿 部 達 彦	(株)阿部興産	重 任
専務理事	高 瀬 健 次	(公社)甘木朝倉法人会	新 任

表彰・感謝状贈呈

法人会活動にご尽力いただいた方々に感謝状が贈呈されました。皆様、おめでとうございます。

全国法人会総連合 功労者表彰

単位会功労者 副会長 森山 達巳様

福岡県法人会連合会 功労者表彰

県連功労者 理 事 稲葉 武彦様

単位会功労者 理 事 梶原 雄次様

単位会功労者 理 事 才田 善之様

甘木朝倉法人会会長 功労者・感謝状表彰

退任役員感謝状 専務理事 具嶋 孝一郎様

理 事 岩下 繁隆様

理 事 才田 善之様

理 事 馬場 昭典様

理 事 城崎 英雄様

監 事 矢野 榮様

福利厚生事業推進に貢献したことに対する表彰

大 淵 淳子様

緒 方 幸子様

小 河 勝博様

(有)チェック保険サービス様

平成29年7月

九州北部豪雨

7月5日からの記録的な大雨により、朝倉市、東峰村を中心に、甚大に被害が発生しました。犠牲になられた方々のご冥福を心からお祈りし、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。



法人会では、現在まで、下記事業を行っています。

- ① のぼり旗「一步、一步、あさくら」を作成し、会員事業所等に掲げる
- ② 仮設住宅集会所へのパソコン・コピー機等の寄贈
- ③ 青年部会を中心に「災害ボランティア活動」
- ④ 女性部会を中心に「炊き出しや災害復旧復興イベントでの物販活動」

又、県内外の各法人会などから、義援金等が多く寄せられています。ご協力を頂いた皆様に深く感謝いたします。



福岡県法人会連合会 園田 慶一 副会長より目録の贈呈

義援金等をいただいた団体は次のとおりです。(敬称略 平成29年12月1日現在)

- 一般社団法人熊本県法人会連合会(熊本県)
- 公益社団法人熊本法人会(熊本県)
- 公益社団法人宇土法人会(熊本県)
- 公益社団法人玉名法人会(熊本県)
- 公益社団法人山鹿法人会(熊本県)
- 公益社団法人菊池法人会(熊本県)
- 公益社団法人阿蘇法人会(熊本県)
- 公益社団法人八代地方法人會(熊本県)
- 公益社団法人人吉地区法人會(熊本県)
- 公益社団法人天草法人會(熊本県)
- 公益社団法人横浜中法人會(神奈川県)
- 一般社団法人柏法人會青年部會(千葉県)
- 一般社団法人中津川法人會女性部會(岐阜県)
- 全国法人會總連合(東京都)
- 九州北部法人會連合會(福岡県)
- 一般社団法人福岡県法人會連合會(福岡県)
- 福岡県内各法人會(福岡県)
- 大同生命保險株式會社(東京都)
- AIU損害保險株式會社(東京都)
- アフラック(東京都)

【平成29年7月九州北部豪雨により被害を受けた皆様へ】

平成29年7月九州北部豪雨により被害を受けた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

この度の豪雨により被害を受けた場合には、以下のような税務上の取り扱いがあります。

詳しい内容については、各項目をご覧ください。最寄りの税務署へご相談ください。

期限までに申告や納付ができないときはどうすればいいですか？



申告などの期限の延長・納税の猶予

申告や納付などの期限を延長したり、納税を一定期間猶予する制度があります。

申告などの期限の延長

- 災害等の理由により申告・納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限を延長することができます。
 - これには、地域指定による場合と個別指定による場合があります。
- ① 地域指定
災害による被害が広い地域に及ぶ場合は、国税庁長官が延長する地域と期日を定めて告示しますので、その告示の期日までに申告・納付などをすればよいことになります。
 - ② 個別指定
所轄税務署長に申告・納付などの期限の延長を申請し、その承認を受けることにより延長できます。
- 届出書や申請書等の提出期限も同様に延長することができます。
 - 申告等の期限延長の申請は、期限が経過した後でも行うことができますので、災害による被害を受けた方は、被災の状況が落ち着いてから、最寄りの税務署にご相談ください。

納税証明書の手数料について

災害により相当な損失を受けたことにより、その復旧に必要な資金の借入れのために使用する場合には、納税証明書の交付手数料は必要ありません。

納税の猶予

災害等により財産に相当の損失を受けたときは、所轄税務署長に申請をすることによって次のとおり納税の猶予を受けることができます。

- ① 損失を受けた日に納期限が到来していない国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
〈イ〉損失を受けた日以後1年以内に納付すべき国税	納期限から1年以内
〈ロ〉所得税及び復興特別所得税の予定納税や法人税・地方方法人税・消費税の中間申告分	確定申告書の提出期限まで

注：〈イ〉、〈ロ〉とも災害のやんだ日から2か月以内に申請する必要があります。

- ② 既に納期限の到来している国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
一時に納付することができないと認められる国税	原則として1年以内

確定申告をする前に納期限が来るものはどうなりますか？



予定納税の減額・源泉徴収の徴収猶予など

所得税の軽減免除は、最終的には翌年の確定申告で精算されますが、予定納税や源泉徴収の段階でも、その減額又は徴収猶予を受けることができます。

所得税法や災害減免法による所得税の軽減免除は、最終的には、翌年の確定申告で精算されますが、災害等が発生した後に納期限の到来する予定納税や給与所得者の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額などについて、確定申告の前にその減額又は徴収猶予などを受けることができます。

予定納税の減額		給与所得者の源泉所得税の徴収猶予など	
所得税法	1月1日～6月30日	6月30日の現況によって、その年の所得金額と税額を見積もり、原則として7月15日までに第1期分及び第2期分の減額を申請してください。	左記〈イ〉、〈ロ〉のいずれにも該当するときは、所得金額の見積りに応じて所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けることができます。なお、左記〈イ〉、〈ロ〉に該当しない場合であっても損額額がその年の所得金額の10分の1を超えるなど雑損控除の適用があると見込まれるときは、その雑損失の金額に対応する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について徴収猶予を受けることができます。
	7月1日～10月31日	10月31日の現況によって、その年の所得金額と税額を見積もり、原則として11月15日までに第2期分の減額を申請してください。	
災害減免法	7月1日から12月31日までの間に災害を受けた場合で、次の〈イ〉、〈ロ〉のいずれにも該当するときは、その年の所得金額と「所得税の軽減額の計算」による税額とを見積もり、災害のあった日から2か月以内に減額を申請してください。	災害減免法	<p>〈イ〉住宅や家財に受けた損害額がその価額の2分の1以上であること</p> <p>〈ロ〉その年の所得金額の見積りが1,000万円以下であること</p>

注：相続税・贈与税及び酒税なども、災害により損害を受けた場合、税額が免除されるなどの取扱いがあります。

法人税関係の措置はあるのですか？



災害により被害を受けた場合の法人税の特例

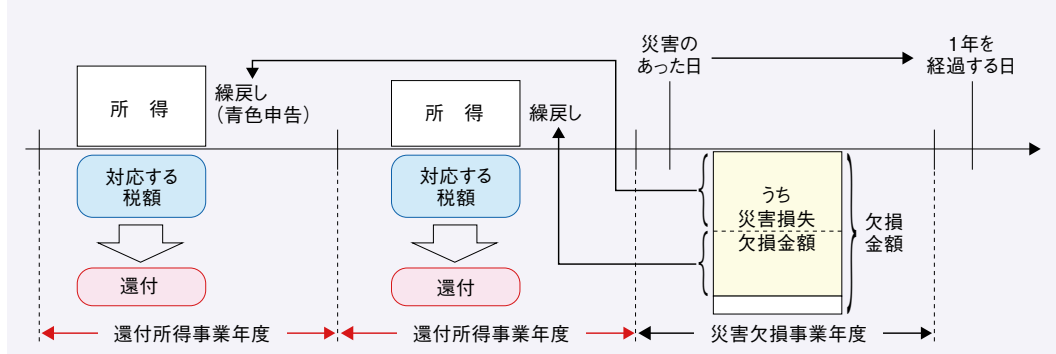
災害により生じた損失の額は、その損失が生じた日の属する事業年度の損金の額に算入されます。また、確定申告や中間申告を行うことで、過去に納めた法人税や源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付

- 災害のあった日から1年以内に終了する事業年度において、災害損失欠損金額がある場合には、その事業年度開始の日から1年(青色申告書の場合には2年)以内に開始した事業年度の法人税額のうち災害損失欠損金額に対応する部分の金額について、還付を請求することができます。

注:災害損失欠損金額とは、棚卸資産や固定資産などについて災害のあった日の属する事業年度において災害により生じた損失の額のうち欠損金額に達するまでの金額をいいます。

〈確定申告で繰戻しを請求する場合のイメージ図〉



災害損失金額がある場合の仮決算の中間申告による所得税額の還付

- 災害のあった日から6月以内に終了する中間期間において、災害損失金額がある場合には、仮決算の中間申告において、控除しきれなかった所得税額の還付を受けることができます。

注:災害損失金額とは、棚卸資産や固定資産などについて災害のあった日の属する事業年度において災害により生じた損失の額をいいます。

被災代替資産等の特別償却

- 特定非常災害として指定された災害については、発生日から同日の翌日以後5年を経過する日までの期間内に、被災代替資産等の取得等をして事業の用に供した場合には、特別償却をすることができます。

消費税関係の措置はあるのですか？



災害等が生じたことによる簡易課税制度の適用(不適用)に関する特例について

災害等が生じたことにより被害を受けた事業者が、当該被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合、又は受けることの必要がなくなった場合には、税務署長の承認を受けることにより、当該災害等の生じた日の属する課税期間から、簡易課税制度の適用を受けること、又はやめることができます。

災害に関する税制上の措置について

- このほかにも災害に関する税制上の措置がありますので、詳細については、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の特設ページ「災害(地震・風水害・雪害等)により被害を受けた皆さまへ」をご覧ください。
- 法人税、所得税の措置に限らず、登録免許税や印紙税の措置など、掲載されている措置以外にも活用できる場合があります。
- ご質問・ご不明な点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

本年度の青年部会の取り組み

青年部会 部長 吉森 達

本年7月に発生いたしました九州北部豪雨で被災された方々におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。一日も早いご再建をお祈りいたします。

青年部会として先ずできることとは思い、東峰村で被災された青年部会メンバーの事業所へ赴き、高圧洗浄機での器具の洗浄、損壊したスレート壁の復旧作業を行いました。また、ボランティアセンターでボランティアの方々を現地に送迎するドライバーが不足しているということでしたので送迎ドライバーのお手伝いをしました。今後もボランティアの要請等があれば、駆け付けたいと思っています。

青年部会の主な事業の取り組みの一つとして、平成19年より行っている租税教室があります。青年部会員が「先生」となって税金の意義と役割について小学生を対象に、本年度は5校で行います。今回の災害で、自衛隊や消防、警察の方々の働きを目の当たりにしています。このことも租税教室におりませず税の使われ方について話していきたいと思っています。

もう一つは、青年部会研修会であり、朝倉には酒蔵や原鶴温泉がありますが、法人税や所得税以外の税金についても考察しようと酒税、入湯税の研修会を企画しております。

今後は、メンバー数の減少に歯止めをかける為に会員の増員と、租税教室の「先生」の育成が課題となってきます。

会員の増員のためには、法人会に入ることのメリットを一人一人が説明できることが大切だと思いますし、租税教室を続けていく為には青年部会メンバー内での交流と結束が不可欠だと思います。

以上の2点を念頭に置いて本年度の事業を行ってまいります。



災害ボランティア活動



災害ボランティア活動



災害ボランティア活動



租税教室(甘木小学校)



租税教室(志波小学校)



租税教室(立石小学校)

女性部会活動と租税教室

女性部会部会長 木村 栄子

「税ってなあに?」小学校六年生を対象に二学期の終わりごろ、租税教室が始まり、女性部会は3校を受け持ちました。

税金の意義(必要性)役割(使い方)を目当てに「マリンとヤマトの不思議な日曜日」のDVDやレプリカの1億円等を持参。DVDはもし税金が無くなったらどんな世界になるのかというアニメです。

1億円は20名の児童が小学校へ入学してから卒業するまでに教育費として使われる税金です。

「持ってみたい人」と児童へたずねると、僕も私も手が上がります。「重さ10kgあるよ」「落とさないようにケガするからネ」とにぎやかに租税教室は終わりました。

10月に福岡市で福岡県連の女性部会拡大意見交換会が開催され、県内各地から55名が集まりました。当会からは私と副部会長2名の計3名で参加しました。

会合では、会員の高齢化、役員会や催し物に参加者が少ないなどの共通の悩みが出された一方で、役員会がリーダーシップをとり、バザーの開催や味噌作りなど女性に興味があるイベントの企画開催をしているところもありました。

また、これまで会合などに参加していなかったのに、新たな会合にも行きにくいと思っている会員に対して声かけを行っているという部会もあり、私も見習っていこうと思っています。

11月4日災害復旧復興イベントがサンライズ杷木で行われ、女性部会はカレーライスの販売しました。レトルトカレーでしたが500食以上食べて頂きました。また、ぜんざいや芋煮販売、力士のサイン会、ちんどん演奏会、ご当地ヒーローショーなどでとても賑わいました。悲しみや苦しみを抱えられた地元のみなさまの笑顔が見られた楽しい一日でした。

ある方が言われた「自分が楽しいと思うことで人を呼べる」という事、その言葉が心に残っています。



租税教室(蛸城小学校)



租税教室(朝倉東小学校)



租税教室(金川小学校)



絵がきコンクール展示風景



災害復旧復興支援イベント



災害復旧復興支援イベント

絵はがきコンクール 入賞作品の紹介

※学年は、平成28年度当時のものです。



志波小学校 6年 高橋 夏美 さん

優
秀
賞



甘木小学校 6年
石丸 海渡 さん



朝倉東小学校 6年
井上 満奈未 さん



甘木小学校 6年
鬼塚 愛莉 さん



立石小学校 6年
河上 愛佳 さん



福田小学校 6年
木林 涼夏 さん



立石小学校 6年
小西 優里奈 さん



中牟田小学校 6年
税田 夏碧 さん



中牟田小学校 6年
松尾 そら さん



蟬城小学校 6年
中園 美織 さん



金川小学校 6年
永野 由美香 さん

租税教室を受講した 小学6年生の感想

ぼくは「税金=消費税だ」と思っていました。消費税は100円に8円(8%)しか
 損していい得ることはないと感じていました。しかし、今日、いろんな時(授業)や、いろんな場所(学校)は、国がはらっていることを、税金で、見合
 合っていることを知りました。税金がなければ、みんなが助け合う社会はなく、
 みんなが対立する社会になってほうと思
 いました。税金(税金)がこそ、今、
 学校で勉強でき、さん急時には、助け合うことができる、
 平和な社会がつかわれているのだと思はは。



R.Kさん

まず、税の種類が多さにおどろきました。細かくて、いつのよ
 にかたさんの税をはら、ていたことに気づきました。
 教科書のことば知、ていたけど、信号・救急車のことば
 知りませんでした。税金はいやなものだと思、ていたので少
 反省しています。たくさんの良いことに税金が使われていて平
 心する気持ちと、予想以上の多さにおどろく気持ちがあ
 りました。教育費も今の何倍にもなるの
 で本当に税金があ、て良かった。税金も生
 活に欠かせないものだと感じました。



F.Gさん

私は今日「税金」の事について学んで、はじめて知った事は、
 税金がなるととても安心のできな暮らしになるこ
 い事です。道路の通行料がいらし、町中ゴミはカ
 なくたぐく人の苦勞がでること分かりました。
 今は税金があ、て、安心がでる暮らしになっている事
 がとても可ばらしい事だと思いまし
 た。これから、テレビを見る時などに、P-X
 だけではなく、少しの時間でも、いいが
 ニュースを見たいと思はは。



M.Mさん

みんな「消費税引きあげ反対」とか「8%+10%は
 多すぎる?」、ていっているけど、税金のおかげで町が
 豊かになり、みんなが暮らしやすくなるなら、必
 要なのかなと思、た。もし税金がなくなったらどう
 なるかを見て、税金の、たぐくない世の中には、できな
 いなと思、たし、税金は大切につかうべきだ
 ということが分、た。



N.Zさん

ぼくは、税金はぼくたちが豊かになる
 ために大切だと思、ました。ぼくも、消
 費税とかいらな、と思ったことがあるけ
 ど、それが、何かの役にたつと思、うとほこ
 らしくなります。ぼくはこれから、いろい
 ろな人に税金の大切さを伝
 えていきたいです。そして、その
 税金をうまく使、てく、れ、人
 を選挙で、選んで、たいです。



K.Tさん

税金がなければ、教育費にお金がかか、たり、道
 の修理を自分でしたりするな、と、とても辛い生活になる
 ことが分、た。税金があることで、国が、平和で、安全
 で、豊かになることがわ、た。子どもでも、大人で
 も、税金をはら、ているんだとわ、かりました。生活や
 安全を守るための、け、さ、つ、消防さん
 たちは、税金で、ま、か、な、え、ら、れ、て、い、る
 んだとわ、かり、と、とてもな、く、り、まし
 た。税金は、必要だと、強く、感じ、ました。



N.Yさん

— 守りたい!子どもたちの生命と安全 —

飛び出し人形の贈呈

交通安全の推進と児童の安全・安心に資することを目的に、小学校、小学校PTA及び朝倉警察署の協力を得て、子どもの通学路になっている信号機のない交差点などに「飛び出し注意」の人形看板を設置しています。

平成22年から続けている事業で現在約260ヶ所に看板が設置されています。

九州北部豪雨の被災地では、多くの人形が流されました。今後、小学校の協力を得ながら復旧整備されたところから随時設置していくことにしています。あわせて、管内全地域での信号機のない危険交差点などへの追加設置、破損等に伴う交換など毎年補充を行う予定です。



蜷城小学校 プランターと飛び出し人形の贈呈



東小田小学校 飛び出し人形の贈呈

緑のカーテンの設置

CO₂削減・節電の取り組みの一環として、朝倉市郡内の小中学校を対象に年間計画で、緑のカーテンを設置しています。

平成28年度は大福小学校で、先生方の協力を得て設置作業を行い寄贈しました。

猛暑が続く中、緑のカーテンは少しでも子どもたちを暑さから守ってくれると思います。

今後も活動を続けていきます。

防犯ブザーの贈呈

安全・安心な地域づくりと児童の安全を守ることを目的に、毎年4月に朝倉市郡内の小学校に入学するすべての新1年生に防犯ブザーを贈っています。

平成18年3月から始めたこの事業も今年で12回目を終わり、これまでに総計で9,300個の防犯ブザーを贈りました。

子どもたちに対する犯罪防止のために少しでも役立つことを願って、今後もこの活動を継続していきます。



防犯ブザーを子どもたちへ贈呈

公益認定5周年を 記念して時計を贈呈

法人会が公益社団法人に移行して5年目を迎えたことが、朝倉市の都市計画事業で整備中だった甘木中央公園に時計を贈呈しました。



甘木中央公園 時計の贈呈

委員会・各支部の活動



筑前支部・経営講演会／地域おこしリーダー 講師:池邊 幸登 氏



南陵支部／筑後川風揚げ大会



社会貢献委員会／ひみこ杯小学生バレーボール大会



研修委員会／マネジメントセミナー



税制改正提言活動／税制委員会



立石支部／大平山登山道草刈



研修委員会・経営講演会／講師:経済ジャーナリスト 内田 裕子 氏



東部・朝倉支部・支部社会貢献講演会
講師:『探検!九州』元キャスター 白木 正四郎 氏



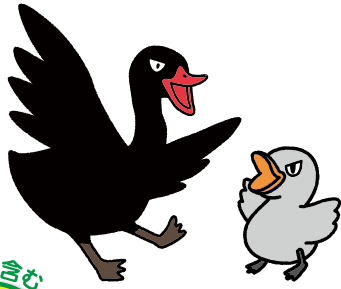
甘木三支部・支部経営講演会／講師:行政書士 木崎 海洋 氏



筑前支部／草場川桜並木ライトアップ

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

新登場



がんを含む

病気や
ケガの
備えに

ちゃんと応える
医療保険
EVER



心配な
「がん」の
備えに

新 生きるための
がん保険 Days

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

引受保険会社

「生きる」を創る。

Afiac アフラック

福岡総合支社 福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25
キャナルシティ・ビジネスセンタービル10F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。AF法推-2017-0007-1710035 1月30日

資料請求はインターネットで
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索

No.1

アフラックは
がん保険・医療保険
契約件数 No.1
平成26年度「インシュアランス生命保険統計」

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

ご自身と家族の
未来を守る。

T&D
T&D保険グループ

大同生命の収入リリーフは、収入がなくなるリスクからご家族を守ります!

収入リリーフ

無配当介護収入保障保険 (無解約払戻金型)

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社 久留米支社/福岡県久留米市東町38-1 TEL 0942-32-4306



法人会のビジネスガード Business Guard Series



会員企業をサポートするAIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

政府労災の上乗せ補償	アットワーク ハイパー任意労災
病欠入院の上乗せ補償	ハイパーメディカル(アットワーク ハイパー任意労災 メディカル特約)
企業向け第三者賠償保険	企業賠償保険STARS(スターズ)
火災と地震災害に備える	プロパティガード+企業地震保険
個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応	法人会の情報漏えいガード
地域社会に貢献する	法人会の自動車保険(ビジネスガードAUTO)
海外進出企業向けサポートプラン	WorldRisk*
役員個人を取り巻く 各種訴訟リスクに備える	マネジメントリスクプロテクション保険(MRP保険)
初期のご相談から賠償金対応まで。 労務・雇用トラブルを解決します!	スマートプロテクト

AIU損害保険株式会社

URL:<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先

〒830-0032
福岡県久留米市東町38-1 大同生命ビル 1F
久留米営業支店 TEL 0942-39-7551 FAX 0942-39-1817
(受付時間:午前9時から午後5時まで/土・日・祝日年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。

「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。

森山副会長((株)森山建材)がFM FUKUOKA番組に出席しています。

「AIU presents法人会「賢者の名言」」終了後の1分間のAIU CM枠のうち20秒間、森山副会長が出演しています。

この番組のスポンサーは法人会福利厚生制度受託会社のAIU損害保険株式会社です。

CMではAIUの法人会商品ビジネスガードの宣伝の後に、森山副会長が法人会活動のアピールをしています。是非お聴き下さい。周りの方にもご案内下さい。

以下の時間帯で11企業が日替わりで出演されています。



FM FUKUOKA スタジオで収録中の森山さん

「AIU presents法人会「賢者の名言」」 FM FUKUOKA(80.7MHz)

毎週月曜～木曜

午前5時30分～5時35分

金曜

午前5時10分～5時15分



—— 法人会加入のおすすめ ——

〈法人会の主な活動〉

- 税制改正に関する要望ならびに陳情活動
- 税の啓発・租税教育活動
- 経営や税務・一般教養等の研修会の開催
- 地域に密着した社会貢献活動
- 経営(者)支援のための活動
- 情報誌や各種参考資料の配布
- 会員相互(異業種)の交流
- 経営者・従業員のための福利厚生制度の推進



☆法人会に加入すると、こんなメリットがあります☆

- 1 さまざまな業種の人との出会いは、新しい仕事のつながりを生み出します。
- 2 正しい税知識を身につけられ、節税に役立ちます。
- 3 最新の税制ニュースや経営・経済などの情報を得ることができ、直接会社経営に役立ちます。
- 4 経営法律無料相談や優遇貸出金利で金融機関の融資が受けられます。
- 5 経営者の健康管理のための健康診断(人間ドック)が、助成金付きで受けられます。
- 6 法人会独自の充実した福利厚生制度をご利用いただけます。
- 7 法人会の社会貢献活動に参加することにより、地域のお役に立つことができます。

入会のお申し込み・お問い合わせは _____

公益社団法人 甘木朝倉法人会

〒838-0068 福岡県朝倉市甘木 955-11 朝倉商工会議所会館 3F
Tel(0946)24-5757 Fax(0946)23-2844

●編集・発行／公益社団法人 甘木朝倉法人会

〒838-0068 福岡県朝倉市甘木955-11 朝倉商工会議所会館3F
Tel.0946-24-5757 Fax.0946-23-2844

●発行日／平成29年12月15日(第60号)

●印刷・製本／井上紙工印刷株式会社

〒838-0015 福岡県朝倉市持丸625-1 Tel.0946-22-3951